

子どもに関する情報・データ連携について

令和4年8月5日

教育データの利活用に関する有識者会議（第11回）

デジタル庁

— こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

- こどもに関する**教育・保育・福祉・医療等のデータ**については、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、**児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関**があり、それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応に当たっている。こうしたこどもや家庭に関する状況や支援内容等に係る**データを分野横断的に最大限に活用し、個人情報**の保護に配慮しながら、**真に支援が必要なこどもや家庭を見つけニーズに応じたプッシュ型の支援を届ける取組**は、こども一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決を可能とし、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
 - このための**実証事業を実施**するとともに、**関係府省の副大臣級によるプロジェクトチーム**を立ち上げ、推進体制を整備。
- ※ **国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。**

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームについて

【**構成員**】 (主査) デジタル副大臣 小林 史明
内閣府副大臣 赤池 誠章

厚生労働副大臣 佐藤 英道
文部科学副大臣 池田 佳隆

【**主な検討事項**】

1. **こどもに関する情報・データ連携の在り方**

- ・行政の各部局や学校・児童相談所・医療機関等の関係機関の、妊娠期から20歳頃までの成長・発達に渡る情報を、必要に応じて連携させ、真に支援が必要なこども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援を行う取組につなげるための情報・データの連携はどうあるべきか。
- ・その際、こどもに関する情報を自治体内（どのレベルが要検討）で包括的に把握する組織・連携の在り方や、こどもからのSOSの前兆を受け止める・拾い上げる仕組みの在り方についてどのように考えるか。

2. **デジタルを活用した包括的な子育て支援の在り方**

- ・子育て世代包括支援センターの取組を踏まえつつ、デジタルを活用し、窓口に赴かなくても適切な情報の入手や相談をすることができる支援はどうあるべきか。

3. **こどもに関する政策の可視化の在り方**

- ・AI等でこどもに関する政策、予算、統計等を可視化するためのデータ利活用やデータの質はどうあるべきか。
- ・例えば、手当等のワンストップ化（支援の対象となる家庭への手当の支給手続、就学前施設についての分かりやすい情報発信など）に向けた政策はどうあるべきか。

【**スケジュール**】

- 第1回 令和3年11月26日 本プロジェクトチームの開催等について
- 第2回 令和4年 1月21日 こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について
- 第3回 令和4年 4月 7日 論点整理骨子（案）について
- 第4回 令和4年 6月14日 こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおける論点整理について

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおける 論点整理（令和4年6月14日）の概要①

2. 潜在的に支援が必要なこどものためのデータ連携の手法

- 副大臣PTにおいて検討するデータ連携は、潜在的に支援が必要なこどもを支援につなげることを目的として、**地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携するものであり、国が情報やデータを一元的に管理するデータベースを構築するものではない**。支援が必要かどうかを判断するにあたっては、専門的知見を有する職員によるアセスメントは不可欠であり、データ連携は当該職員の判断の一助になる。
- 先行事例や実証事業では、**デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定は、人によるアセスメントを行う前段階において、補助的に行われている**。基本的な流れは以下の①～④が考えられる。
 - ① デジタルデータを用いた困難な状況にあるこどもの分析・判定
 - ② 人によるアセスメント
 - ③ 個々の対応策の検討
 - ④ 支援への接続

3. データ項目の考え方

- データ項目は、先行事例や先行調査研究、地方公共団体のデータ項目の標準仕様・レイアウト等を参照しながら、**潜在的に支援が必要なこどもの早期発見のためのデータ連携として有用性の高いデータ項目について精査し、個人情報等の適正な取扱いを確保するとともに、個人のプライバシーを保護しつつ、利用目的に沿った必要な範囲内でのデータ連携となるよう、実運用に向けた整理・分析を行った上で、地方公共団体が参照できるように提示する必要がある**。また、データ項目の精査にあたっては、地方公共団体が業務システムで既に利用しているデータ項目や基幹業務システムの統一・標準化の取組を踏まえて、**地方公共団体がデータを取得する際の手間やコストについても考慮する必要がある**。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおける 論点整理（令和4年6月14日）の概要②

4. データ連携を実現するための在り方（体制や個人情報等の取扱い）

- 個人情報等の適正な取扱いを確保するにあたっては、地方公共団体等がそれぞれにおいて分散管理する情報やデータを連携させるための法令等に基づいた適切な管理を行う体制を、地方公共団体内の複数の主体が連携して構築する必要があることから、これに対応したデータガバナンス体制の構築に取り組むことが重要であり、策定を進めている実証事業ガイドラインの中で示す予定である。
 - ① **総括管理主体**：各担当部局からデータを集約し組み合わせる部局 を中核に、
 - ② **保有・管理主体**：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
 - ③ **分析主体**：総括管理主体が扱う情報についてデータ分析を行う者
 - ④ **活用主体**：データの提供を受けプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者が適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要である。
- 個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を取ることが求められる。
- 先行事例や実証事業を踏まえ、令和5年4月に全面施行される改正後の個人情報保護法の下、個人情報等の適正な取扱いを確保することができるよう、個人情報等の利用目的の適切な設定なども含め、実証事業中の地方公共団体が円滑に令和5年度以降も継続して事業に取り組めるよう年内目途にガイドラインの改訂を行う必要がある。

5. プッシュ型（アウトリーチ型）支援の取組等について

- プッシュ型（アウトリーチ型）の支援によって誰一人として取り残すことなくきめ細かな支援が行き届くような体制を地方公共団体において整備できるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置の充実を含めた予算措置等を検討する必要がある。
- 子ども・若者育成支援推進法において地方公共団体の努力義務とされている子ども・若者支援地域協議会の設置促進・機能強化のための取組を抜本的に強化するとともに、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会との有機的な連携を図る必要がある。

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチームにおける 論点整理（令和4年6月14日）の概要③

6. その他、制度面・運用面での課題（全国展開に向けた方策）

- (1) 分野横断的なデータ連携のための各分野における業務のデータの標準化等の取組
 - 今後、先行事例や実証事業を踏まえて、**全国的に有用な機能やデータ項目が判明した場合は、システムに実装すべき機能等として、新規に標準仕様書に追加することが求められる。**また、標準化対象事務以外の事務に関するデータが、**地方公共団体等において共通的に収集することが、住民の利便性の向上や自治体の行政運営の効率化に寄与すると実証事業等を通じて判明した場合には、当該事務に係る機能及びデータの標準化などの取組を進める必要がある。**また、これらの地方公共団体が活用するデータ項目については、政府相互運用フレームワーク（GIF）に準拠し整備していく必要がある。
- (2) 地方公共団体における分野横断的なデータ連携のための識別子及びデータの相互運用性確保等の取組
 - 同一団体内において、共通の宛名番号を利用できる場合は、これを活用することが一例として考えられるため、**まずは宛名番号をベースにデータ連携を進めて行くことが考えられる。**マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループで検討されている、情報連携の基盤である公共サービスメッシュの整備にかかる検討を踏まえながら、**適切なデータ連携が行えるよう、実証事業等を通じて整理していく必要がある。**
 - **転居等が発生した場合、異なる団体間での情報連携の在り方**について、同一団体内でのデータ要件・連携要件の標準や健診情報などの先行する分野における他の団体間での連携の取組などを参考に、実証事業等を踏まえて引き続き**適切なデータ連携が行える環境の整備について検証を行う必要がある。**

7. おわりに

- 令和4年度の実証事業の進捗やそこで明らかになった成果・課題を関係府省庁で共有し、必要な方策を検討することとし、必要に応じて副大臣PTの開催を検討する。
- 現在法案審議中のこども基本法及びこども家庭庁設置法が成立した場合には、こども家庭庁が令和5年4月1日に創設されることとなる。**こども家庭庁創設後は、本論点整理やデジタル庁における検討の成果を踏まえ、こども政策の司令塔機能を有するこども家庭庁が中心となり、関係府省庁と連携して取組を推進していく。**

— こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について

● 個人情報保護に配慮の上、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施。

● 実施箇所（7団体）

埼玉県戸田市、東京都昭島市、石川県加賀市、愛知県、兵庫県尼崎市、広島県、福岡県福岡市

※ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

・ 予算

令和3年度補正予算7.3億円

・ 事業内容

- ① データ項目等に係る調査研究（ユースケースの調査や必要なデータ項目、制度面・運用面での課題の検証）
- ② 自治体におけるデータ連携の実証に係る調査研究（自治体におけるデータの連携方策の実証）

・ 募集概要

応募数 20団体（うち、都道府県3、政令市2、中核市3）

募集期間 令和4年2月4日～2月28日

・ 今後の予定

4月 検証受託事業者（自治体実証とりまとめ機関）の募集

5～6月 検証受託事業者と各自治体の契約後、実証開始

<参考> 広島県・府中町の事業計画

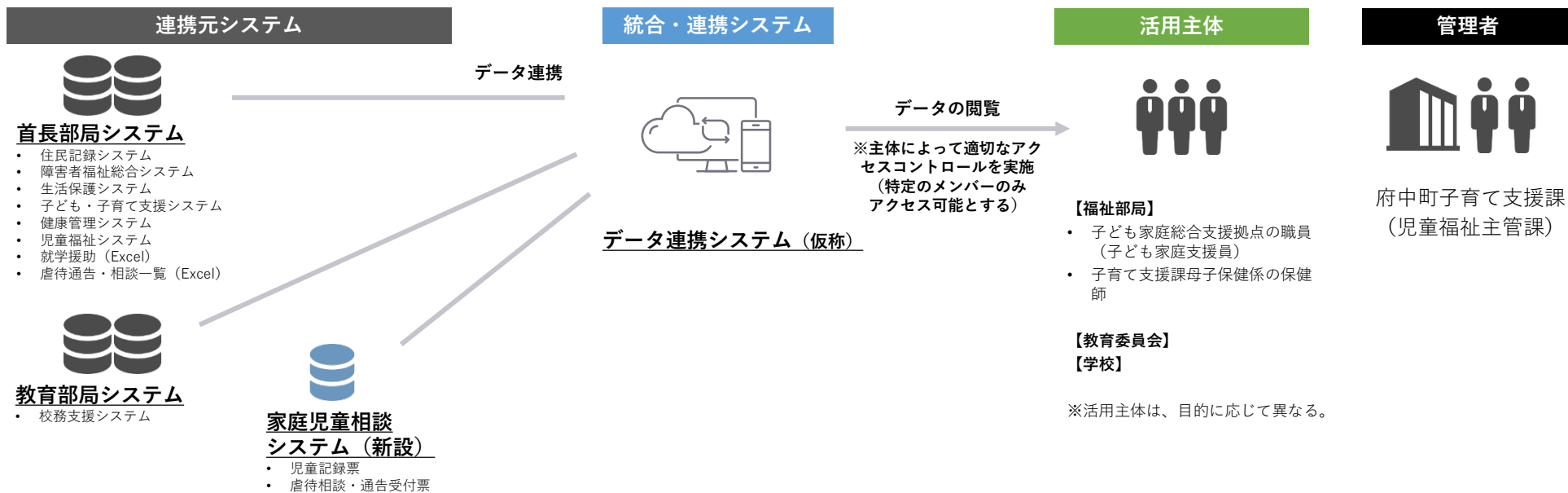
データ連携 の目的

こどもの育ちに関係する様々なリスクを、表面化する前に把握して予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子どもたちを守り、子どもたちが心身ともに健やかに育つこと。

概要

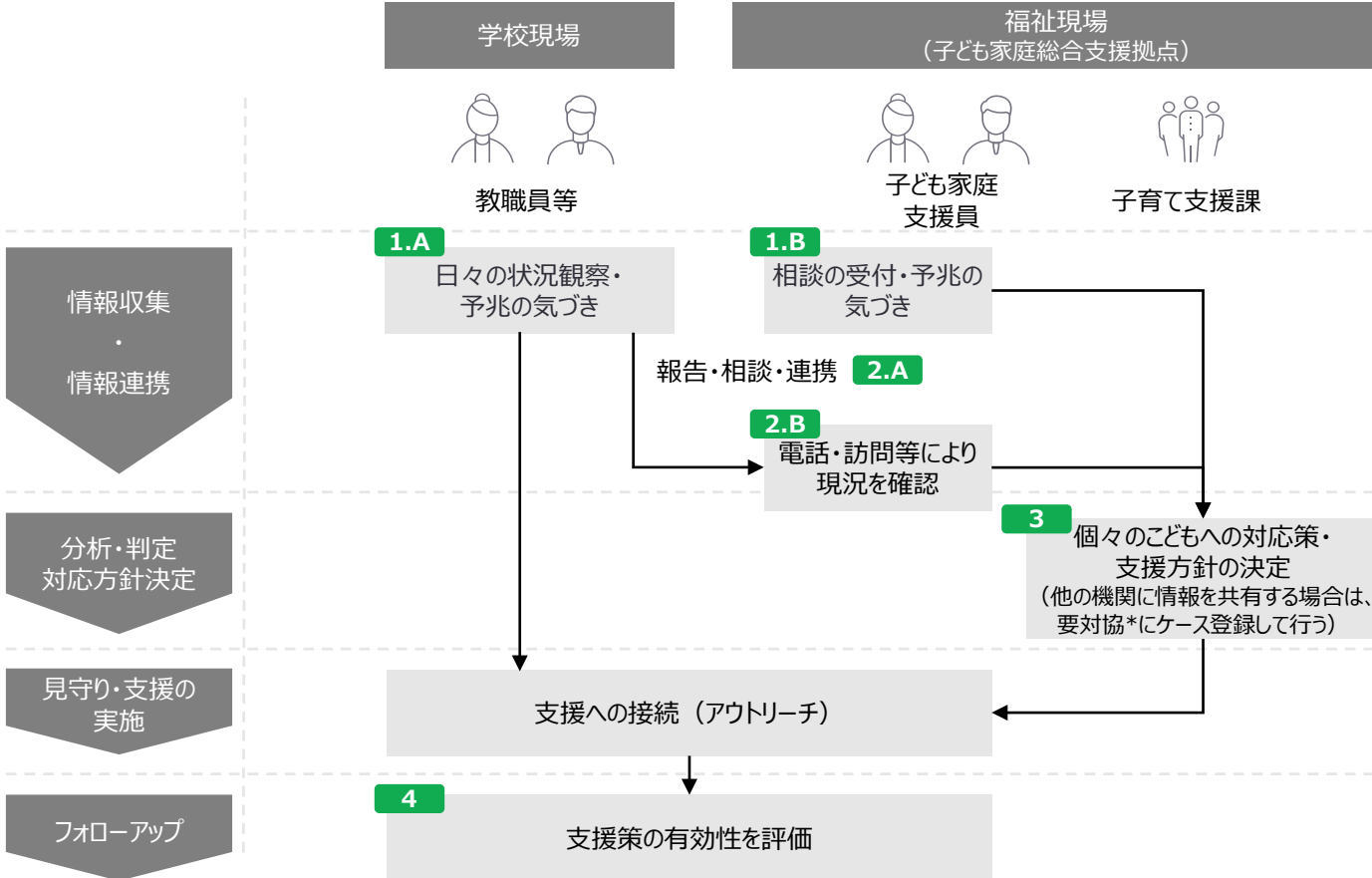
- 福祉や教育などのこどもの育ちに関係する様々な情報を基に、「データ連携システム（仮称）」がリスク（児童虐待、長期欠席、問題行動など）予測を行う。
- 各種情報や「データ連携システム（仮称）」のリスク予測結果を参考とし、子ども家庭総合支援拠点が対象者を決定。
- 調査を踏まえて、予防的な支援を継続的に行う。

データ連携の概要 ※現時点の計画のため、今後変更の可能性あり



想定されるユースケースの例（実証事業参加団体である広島県府中町の例）

As-Is : 現状の課題



*要対協=要保護児童対策地域協議会

1.A
 こどもの異変への気づきが遅れることや**報告の是非の判断が難しい**場合がある。

1.B
 紙からの転記が必要な場合もあり、**情報の記録に手間を要する**。

2.A
 ▶ 関連機関への情報共有がうまく実施されず、**情報共有が遅れる場合がある**。
 ▶ 組織間の連携が上手くいかず、**担当部署の対応内容が共有されにくい**。

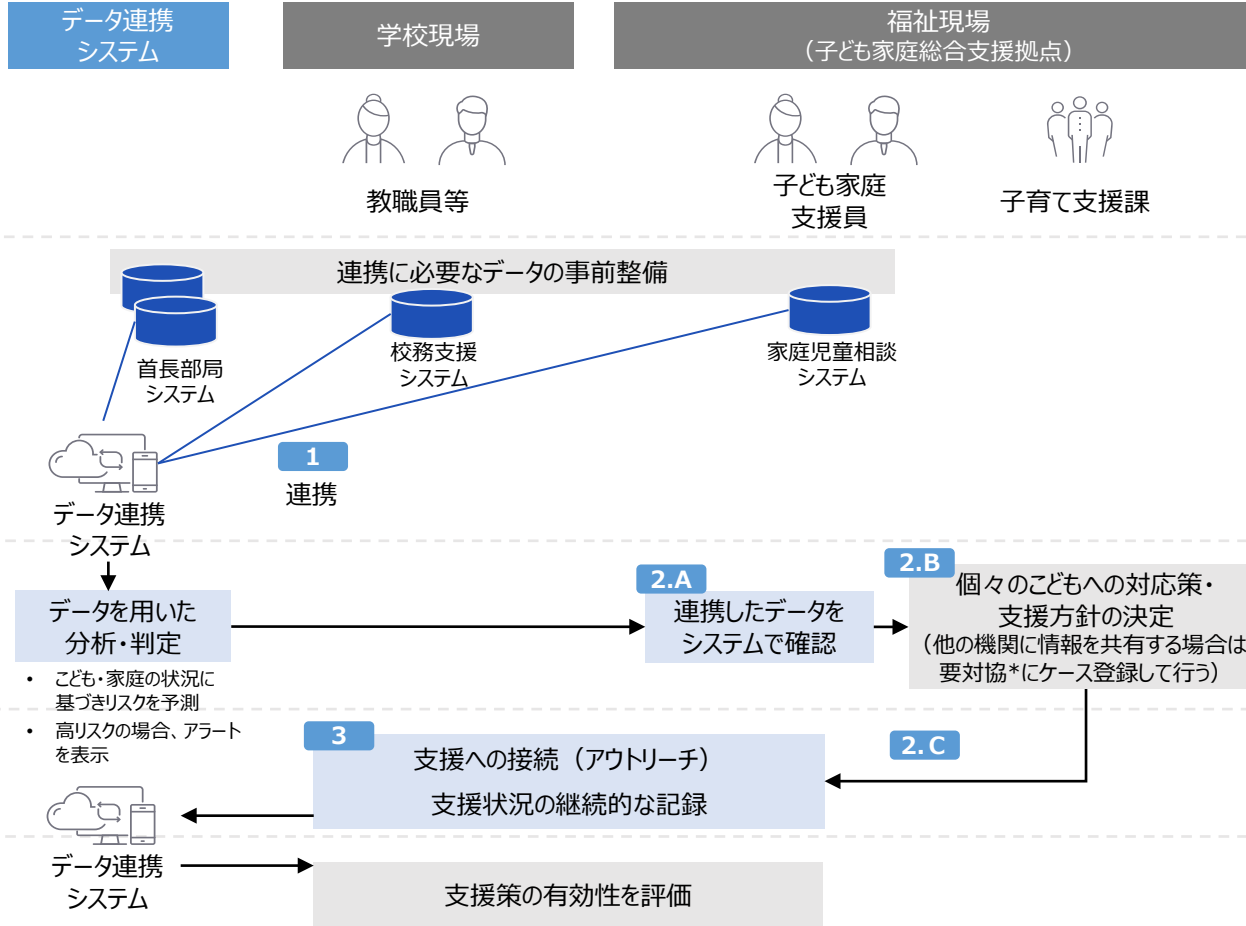
2.B
 関連情報の取得は電話等での問合せがメインであるため、**マンパワーと時間を要する**。

3
 関係機関への**情報提供用の資料を都度作成する必要がある**。

4
 ▶ **支援策の効果が共有されず、支援策の有効性を評価することが難しい**場合がある。
 ▶ 業務多忙、進級等により**継続案件の適切な管理が難しい**場合がある。

想定されるユースケースの例（実証事業参加団体である広島県府中町の例）

To-Be：課題解決方法



*要対協=要保護児童対策地域協議会

- 1** こどもの異変を早期発見するために必要なデータをシステム間で連携
- 2.A** システムがリスク評価・判断をサポート
- 2.B** 個別ケースの相談における情報連携にかかる時間を短縮
- 2.C** 関連機関への情報共有を速やかに実施（現場担当者からこどもの異変についての連携が遅れるケースを減らす）
- 3**
 - ▶ こどもの状態変化、経過記録が確認可能
 - ▶ システムによる入力補助・省力化により記録にかかる時間を短縮

こどもに関する情報・データ連携で想定される効果（広島県府中町の例）

*要対協=要保護児童対策地域協議会
*関係者会議=家庭児童相談、学校等との個別会議

現場の担当者がこどもの状態変化に気づけなかった等の場合でも、データ連携により困難な状況にあるこどもの状態を察知し、こどもに関する正確な情報を関係者会議において連携することで、適切な支援方針の決定、支援の実施が可能になる。（青字：データ連携の成果）

①こどもの状態を記録

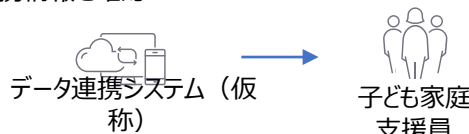
各主体が日々の業務の中で確認したこども・家庭の状態をシステムに記録



行政の保有する情報を自動で連携し、関係者間で素早く共有・分析できる仕組みを構築することが出来る。

③情報収集、未確認情報との照合

- 子育て支援課の子ども家庭支援員が中心となり、システムによるリスクスコアを定期的に確認
- 基準よりリスクスコアが高いこどもについて、リスク項目や連携情報を確認



リスク予測に利用された情報や、システム連携した福祉サービス状況、健診の結果など、過去データや類似事例をあわせて確認することが出来る。

⑤対象のこどもの調査を実施

あらかじめデータが連携されているため各種相談（虐待通告等）に基づく調査等を迅速に実施



- 支援が必要と判断されたこどもについて、迅速な調査着手が可能となる。
- 未就学児は保健師、就学児は教職員等にリスク項目や連携情報が共有される。

①情報記録

②リスク予測

③予測確認

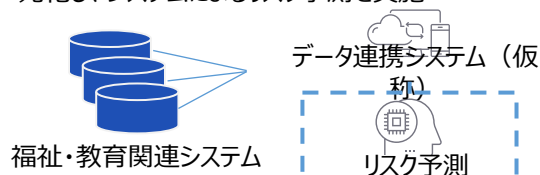
④対象者決定

⑤調査

⑥支援

②システムによるリスク予測

各主体が記録したデータと基幹システムのデータをシステム上で一元化し、システムによるリスク予測を実施



- システムの予測により、これまで表面化していないリスクを未然に把握し、重篤化する前に予防的介入が可能
- その後の対応結果をシステムに反映させ、予測精度の向上を図ることも将来的に考えられる。

④緊急性を判断し、支援方針を決定

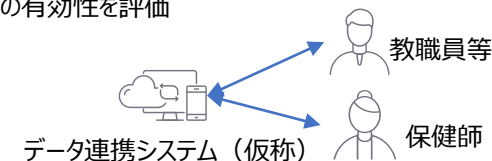
- システムの予測を参考に見守り対象のこどものリスクアセスメントを実施し、関係者会議で支援対象者を決定
- 要対協*ケースについては要対協*で方針を決定



- 就学前と就学後、福祉と教育など多面的な情報を基に分野の違う専門職員によるアセスメントの向上
- データに基づいた支援を行うことにより、経験値によらない対応・長期的な体制構築が可能になる。

⑥調査結果を踏まえて支援を実施

- 関係機関と連携し、対象のこども・家庭への支援を実施
- システムにこどもの状態変化、経過記録を確認し、支援策の有効性を評価



調査を踏まえて面談、電話、訪問等の支援を行うとともに、必要に応じて関係部署と連携して継続的な支援を行うことが可能になる。